

令和4年4月1日から、 建築物等の解体等を行う前に実施する 石綿含有建材の調査結果を 都道府県等に報告する必要があります。

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① **建築物を解体**する作業を伴う建設工事※₁であって、当該作業の対象となる**床面積の合計が80㎡以上**であるもの

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。



- ② **建築物を改造**し、又は**補修**する作業を伴う建設工事※₁であって、当該作業の請負代金の合計額※₂が**100万円以上**であるもの

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。



- ③ **工作物**※₃を**解体**し、**改造**し、又は**補修**する作業を伴う建設工事※₁であって、当該作業の請負代金の合計額が**100万円以上**であるもの

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日環境省告示第77号）



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

大気汚染防止法で定める事前調査の方法 (法第18条の15第1項)

- ①設計図書その他書面による調査
- ②現地での目視による調査
- ③分析による調査

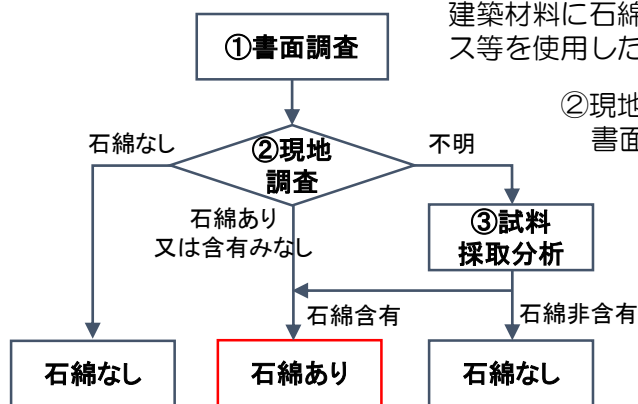


①設計図書等により新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿（アスベスト）含有建材データベース等を使用した調査を行います。

②現地で各部屋・部位の網羅的に確認します（書面調査との相違等を確認）。書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません*1。

③同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

*1 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかでない建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。



事前調査には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」の【付録I 事前調査の方法】をご活用ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省 石綿 マニュアル



令和5年10月1日から、建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります*2~5。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。
義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

- *2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。
- *3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。
- *4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。
- *5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。



問合せ先 松山市環境部環境指導課

TEL : 089-948-6442

FAX : 089-934-1812

E-mail : kankyok@city.matsuyama.ehime.jp

(R3.12作成)